

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和6年6月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ 19 その他

	要望者区分	市民		
要望日	令和6年5月23日（木）	回答日	令和6年6月21日（金）	
標 題	要望等記録制度について			
要望等の概要	これは要望等記録制度で回答していただきたく強く要望します。 要望を電話で聴いて欲しいです。 要望等記録制度についての要望は誰が聞いてくれるのですか？ 電力等価格高騰重点支援給付金について、担当に電話しても、担当では無いので要望を聴いて記録してくださいと言っても、無視されている。 要望等記録制度の専属の人が大阪市にいるのですか。 全職員が、制度を理解し、傾聴し、要望を記録して大阪市として、回答するべきものではないのでしょうか。 今度電話は電力等価格高騰重点支援給付金担当課長から要望等記録制度について電話していただきますようお願いします。 電力等価格高騰重点支援給付金担当係長は誰一人傾聴していただける職員がいません。 まずは私の要望を傾聴し記録して、回答して欲しいだけです。			
対応方針の概要	お申し出の要望等記録制度による回答を求められたことにつきましては、内容が手続きの確認、相談であり、要望等記録制度の対象外であったことから、お電話にて回答させていただきましたものです。 大阪市において取り組んでおります給付金につきましては、物価高による支援を迅速に届けるため、国の方針に則して事務処理を進めておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。			
担当部署	市民局 総務部 電力等価格高騰重点支援給付金担当	電話	06-6208-7264	